

<p>国家税务总局 财政部 中国人民银行 中国 银行业监督管理委员会 中国证券监督管理 委员会 中国保险监督管理委员会 关于发布《非居民金融账户涉税信息尽职调 查管理办法》的公告</p> <p>为了履行金融账户涉税信息自动交换国际义务，规范金融机构对非居民金融账户涉税信息的尽职调查行为，国家税务总局、财政部、中国人民银行、中国银行业监督管理委员会、中国证券监督管理委员会、中国保险监督管理委员会制定了《非居民金融账户涉税信息尽职调查管理办法》，现予发布，自2017年7月1日起施行。</p> <p>特此公告。</p> <p>附件： 1. 个人税收居民身份声明文件（样表）. doc 2. 机构税收居民身份声明文件（样表）. doc 3. 控制人税收居民身份声明文件（样表）. doc</p> <p>国家税务总局 财 政 部 人 民 银 行 银 监 会 证 监 会 保 监 会 2017年5月9日</p> <p>非居民金融账户涉税信息尽职调查管理办法</p> <p>第一章 总 则</p> <p>第一条 为了履行《多边税收征管互助公约》和《金融账户涉税信息自动交换多边主管当局间协议》规定的义务，规范金融机构对非居民金融账户涉税信息的尽职调查行为，根据《中华人民共和国税收征收管理法》《中华人民共和国反洗钱法》等法律、法规的规定，制定本办法。</p> <p>第二条 依法在中华人民共和国境内设立的金融机构开展非居民金融账户涉税信息尽职调查工作，适用本办法。</p> <p>第三条 金融机构应当遵循诚实信用、谨慎勤勉的原则，针对不同类型账户，按照本办法规定，了解账户持有人或者有关控制人的税</p>	<p>国家税務総局 財政部 中国人民銀行 中国銀行業監督管理委員会 中国証券監督 管理委員会 中国保険監督管理委員会： 《非居住者金融口座税務情報デューデリ ジェンス管理弁法》公布に関する公告</p> <p>金融口座税務情報の自動的交換の国際義務を履行し、金融機関の非居住者金融口座税務情報に対するデューデリジェンス行為を規範化するため、国家税務総局・財政部・中国人民銀行・中国銀行業監督管理委員会・中国证券监督管理委员会・中国保険監督管理委員会は、《非居住者金融口座税務情報デューデリジェンス管理弁法》を制定したため、ここに公布し、2017年7月1日より施行する。</p> <p>特にここに公告する。</p> <p>付属文書： 1. 個人租税居住者身分声明文（見本）. doc 2. 機構租税居住者身分声明文（見本）. doc 3. 支配者租税居住者身分声明文（見本）. doc</p> <p>国家税務総局 財政部 中国人民銀行 銀監会 証監会 保監会 2017年5月9日</p> <p>非居住者金融口座税務情報 デューデリジェンス管理弁法</p> <p>第一章 総 則</p> <p>第一条 《多国間租税徴収管理共助条約》および《金融口座税務情報自動的交換に係る多国間主管当局協議》が規定する義務を履行し、金融機関の非居住者金融口座の税務情報に対するデューデリジェンス行為を規範化するため、《中華人民共和国租税徴収管理法》《中華人民共和国アンチマネーロンダリング法》等の法律・法規の規定に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 法に基づき中華人民共和国国内に設立された金融機関が行う非居住者金融口座の税務情報デューデリジェンス業務に本弁法を適用する。</p> <p>第三条 金融機関は、誠実信用・慎重勤勉の原則を遵守し、異なる種類の口座について、本弁法の規定に基づき、口座所有者あ</p>
--	---

<p>收居民身份，识别非居民金融账户，收集并报送账户相关信息。</p>	<p>るいは関連支配者の租税居住者身分を把握し、非居住者金融口座を識別し、口座に関する情報を収集かつ送信・報告しなければならない。</p>
<p>第四条 金融机构应当建立完整的非居民金融账户尽职调查管理制度，设计合理的业务流程和操作规范，并定期对本办法执行落实情况进行评估，妥善保管尽职调查过程中收集的资料，严格进行信息保密。金融机构应当对其分支机构执行本办法规定的尽职调查工作作出统一要求并进行监督管理。</p>	<p>第四条 金融機関は、完全な非居住者金融口座デューデリジェンス管理制度を構築し、合理的な業務フローおよびオペレーション規範を設計し、併せて定期的に本弁法の執行・実施状況に対して評価を行い、デューデリジェンスの過程において収集した資料を適切に保管し、情報の秘密保持を厳格に行わなければならない。金融機関は、その分支機構が執行する本弁法が規定するデューデリジェンス業務に対して統一的要求を挙げ、併せて監督管理を行わなければならない。</p>
<p>金融机构应当向账户持有人充分说明本机构需履行的信息收集和报送义务，不得明示、暗示或者帮助账户持有人隐匿身份信息，不得协助账户持有人隐匿资产。</p>	<p>金融機関は、口座所有者に本機関が履行する必要のある情報収集および送信・報告義務を十分に説明しなければならない。口座所有者の身分情報の隠蔽を明示・暗示あるいは幫助してはならず、口座所有者の資産隠匿に協力してはならない。</p>
<p>第五条 账户持有人应当配合金融机构的尽职调查工作，真实、及时、准确、完整地向金融机构提供本办法规定的相关信息，并承担未遵守本办法规定的责任和风险。</p>	<p>第五条 口座所有者は、金融機関のデューデリジェンス業務に協力し、真実・適時・正確・完全に本弁法が規定する関連情報を金融機関に提供し、併せて本弁法の規定を遵守しなかったことによる責任およびリスクを負わなければならない。</p>
<p>第二章 基本定义</p>	<p>第二章 基本定義</p>
<p>第六条 本办法所称金融机构，包括存款机构、托管机构、投资机构、特定的保险机构及其分支机构：</p>	<p>第六条 本弁法でいう金融機関は、預金機構・カストディ機構・投資機構・特定の保険機構およびその分支機構を含む；</p>
<p>（一）存款机构是指在日常经营活动中吸收存款的机构；</p>	<p>（一）預金機構とは、日常経営活動において預金を吸収する機構を指す；</p>
<p>（二）托管机构是指近三个会计年度总收入的百分之二十以上来源于为客户持有金融资产的机构，机构成立不满三年的，按机构存续期间计算；</p>	<p>（二）カストディ機構とは、直近3会計年度の総収入の20%以上が顧客のために所有する金融資産から生じている機構を指し、機構の設立が3年に満たない場合、機構の存続期間に基づき計算する；</p>
<p>（三）投资机构是指符合以下条件之一的机构：</p>	<p>（三）投資機構とは、以下の条件のいずれかに合致する機構を指す；</p>
<p>1. 近三个会计年度总收入的百分之五十以上来源于为客户投资、运作金融资产的机构，机构成立不满三年的，按机构存续期间计算；</p>	<p>1. 直近3会計年度の総収入の50%以上が顧客のための金融資産の投資・運用から生じている機構、機構の設立が3年に満たない</p>

<p>2. 近三个会计年度总收入的百分之五十以上来源于投资、再投资或者买卖金融资产，且由存款机构、托管机构、特定的保险机构或者本项第1目所述投资机构进行管理并作出投资决策的机构，机构成立不满三年的，按机构存续期间计算；</p> <p>3. 证券投资基金、私募投资基金等以投资、再投资或者买卖金融资产为目的而设立的投资实体。</p> <p>（四）特定的保险机构是指开展有现金价值的保险或者年金业务的机构。本办法所称保险机构是指上一公历年度内，保险、再保险和年金合同的收入占总收入比重百分之五十以上的机构，或者在上一公历年度末拥有的保险、再保险和年金合同的资产占总资产比重百分之五十以上的机构。</p> <p>本办法所称金融资产包括证券、合伙权益、大宗商品、掉期、保险合同、年金合同或者上述资产的权益，前述权益包括期货、远期合约或者期权。金融资产不包括实物商品或者不动产非债直接权益。</p> <p>第七条 下列机构属于本办法第六条规定的金融机构：</p> <p>（一）商业银行、农村信用合作社等吸收公众存款的金融机构以及政策性银行；</p> <p>（二）证券公司；</p> <p>（三）期货公司；</p> <p>（四）证券投资基金管理公司、私募基金管理公司、从事私募基金管理业务的合伙企业；</p> <p>（五）开展有现金价值的保险或者年金业务的保险公司、保险资产管理公司；</p> <p>（六）信托公司；</p>	<p>場合、機構の存続期間に基づき計算する；</p> <p>2. 直近3会計年度の総収入の50%以上が金融資産の投資・再投資あるいは売買から生じており、かつ預金機構・カスタディ機構・特定の保険機構あるいは本項第1点目で述べた投資機構が管理を行い、投資プランを決定する機構、機構の設立が3年に満たない場合、機構の存続期間に基づき計算する；</p> <p>3. 証券投資基金・私募投資基金等の金融資産の投資・再投資あるいは売買を目的として設立された投資実体。</p> <p>（四）特定の保険機構とは、キャッシュバリューを有する保険あるいは年金業務を行う機構を指す。本弁法でいう保険機構とは、前西暦年度内の、保険・再保険および年金契約の収入が総収入の50%以上の比率を占める機構、あるいは前西暦年度末に有する保険・再保険および年金契約の資産が総資産の50%以上の比率を占める機構を指す。</p> <p>本弁法でいう金融資産は、証券・パートナー権益・コモディティ・スワップ・保険契約・年金契約あるいは上述の資産の権益を含み、前述の権益は先物・先渡契約あるいはオプションを含む。金融資産は、実物商品あるいは不動産の非債直接権益を含まない。</p> <p>第七条 下記の機構は、本弁法第六条が規定する金融機関に属する：</p> <p>（一）商業銀行・農村信用合作社等の公衆の預金を吸収する金融機関および政策性銀行；</p> <p>（二）証券会社；</p> <p>（三）先物会社；</p> <p>（四）証券投資基金管理会社・私募基金管理会社・私募基金管理業務に従事するパートナー企業；</p> <p>（五）キャッシュバリューを有する保険あるいは年金業務を行う保険会社・保険資産管理会社；</p> <p>（六）信託会社；</p>
--	--

<p>(七) 其他符合条件的机构。</p> <p>第八条 下列机构不属于本办法第六条规定的金融机构：</p> <p>(一) 金融资产管理公司；</p> <p>(二) 财务公司；</p> <p>(三) 金融租赁公司；</p> <p>(四) 汽车金融公司；</p> <p>(五) 消费金融公司；</p> <p>(六) 货币经纪公司；</p> <p>(七) 证券登记结算机构；</p> <p>(八) 其他不符合条件的机构。</p> <p>第九条 本办法所称金融账户包括：</p> <p>(一) 存款账户，是指开展具有存款性质业务而形成的账户，包括活期存款、定期存款、旅行支票、带有预存功能的信用卡等。</p> <p>(二) 托管账户，是指开展为他人持有金融资产业务而形成的账户，包括代理客户买卖金融资产的义务以及接受客户委托、为客户管理受托资产的业务：</p> <p>1. 代理客户买卖金融资产的义务包括证券经纪业务、期货经纪业务、代理客户开展贵金属、国债业务或者其他类似业务；</p> <p>2. 接受客户委托、为客户管理受托资产的业务包括金融机构发起、设立或者管理不具有独立法人资格的理财产品、基金、信托计划、专户/集合类资产管理计划或者其他金融投资产品。</p> <p>(三) 其他账户，是指符合以下条件之一的账户：</p> <p>1. 投资机构的股权或者债权权益，包括私募投资基金的合伙权益和信托的受益权；</p>	<p>(七) その他の条件に合致する機構。</p> <p>第八条 下記の機構は、本弁法第六条が規定する金融機関に属さない：</p> <p>(一) 金融資産管理会社；</p> <p>(二) 財務公司；</p> <p>(三) 金融リース会社；</p> <p>(四) 自動車金融会社；</p> <p>(五) 消費金融会社；</p> <p>(六) 通貨仲介会社；</p> <p>(七) 証券登記決済機構；</p> <p>(八) その他の条件に合致しない機構。</p> <p>第九条 本弁法でいう金融口座は以下を含む：</p> <p>(一) 預金口座とは、預金性質を有する業務を行うことで形成される口座を指し、普通預金・定期預金・トラベラーズチェック・預金機能を備えたクレジットカード等を含む。</p> <p>(二) カストディ口座とは、他人が所有する金融資産のために業務を行うことで形成される口座を指し、顧客の代理での金融資産の売買業務および顧客の委託を受けた顧客のための受託資産管理業務を含む：</p> <p>1. 顧客の代理での金融資産の売買業務は、証券仲介業務・先物仲介業務・顧客を代理して行う貴金属・国際業務あるいはその他の類似の業務を含む；</p> <p>2. 顧客の委託を受けた顧客のための受託資産管理業務は、独立法人資格を有さない理財商品・基金・信託計画・専用口座/集合類資産管理計画あるいはその他の金融投資商品の金融機関による発起・設立あるいは管理を含む。</p> <p>(三) その他の口座とは、以下の条件のいずれかに合致する口座を指す：</p> <p>1. 投資機構の持分あるいは債権の權益、これには私募投資基金のパートナー權益および信託の受益権を含む；</p>
--	---

<p>2. 具有现金价值的保险合同或者年金合同。</p> <p>第十条 本办法所称非居民是指中国税收居民以外的个人和企业（包括其他组织），但不包括政府机构、国际组织、中央银行、金融机构或者在证券市场上市交易的公司及其关联机构。前述证券市场是指被所在地政府认可和监管的证券市场。中国税收居民是指中国税法规定的居民企业或者居民个人。</p> <p>本办法所称非居民金融账户是指在我国境内的金融机构开立或者保有的、由非居民或者非居民控制人的消极非金融机构持有的金融账户。金融机构应当在识别出非居民金融账户之日起将其归入非居民金融账户进行管理。</p> <p>账户持有人同时构成中国税收居民和其他国家（地区）税收居民的，金融机构应当按照本办法规定收集并报送其账户信息。</p> <p>第十一条 本办法所称账户持有人是指由金融机构登记或者确认为账户所有者的个人或者机构，不包括代理人、名义持有人、授权签字人等为他人利益而持有账户的个人或者机构。</p> <p>现金价值保险合同或者年金合同的账户持有人是指任何有权获得现金价值或者变更合同受益人的个人或者机构，不存在前述个人或者机构的，则为合同所有者以及根据合同条款对支付款项拥有既得权利的个人或者机构。现金价值保险合同或者年金合同到期时，账户持有人包括根据合同规定有权领取款项的个人或者机构。</p> <p>第十二条 本办法所称消极非金融机构是指符合下列条件之一的机构：</p>	<p>2. キャッシュバリュー保険契約あるいは年金契約。</p> <p>第十条 本弁法でいう非居住者とは、中国租税居住者以外の個人および企業（その他の組織を含む）を指すが、政府機関・国際組織・中央銀行・金融機関あるいは証券市場に上場取引する会社およびその関連機構を含まない。前述の証券市場とは、所在地の政府から認可および監督管理を受ける証券市場を指す。中国租税居住者とは、中国の税法が規定する居住者企業あるいは居住者個人を指す。</p> <p>本弁法でいう非居住者金融口座とは、我が国国内の金融機関において開設あるいは保有する・非居住者あるいは非居住者支配者を有する受動的な非金融機関が所有する金融口座を指す。金融機関は非居住者金融口座を識別した日より当該口座を非居住者金融口座として分類し管理を行わなければならない。</p> <p>口座所有者が同時に中国租税居住者およびその他の国家（地区）の租税居住者である場合、金融機関は本弁法の規定に基づきその口座情報を収集かつ送信・報告しなければならない。</p> <p>第十一条 本弁法でいう口座所有者とは、金融機関が口座所有者として登記あるいは確認した個人あるいは機構を指し、代理人・名義所有者・授權署名者等の他人の利益のために口座を所有する個人あるいは機構を含まない。</p> <p>キャッシュバリュー保険契約あるいは年金契約の口座所有者とは、キャッシュバリューを取得あるいは契約の受益者を変更する権利を有する個人あるいは機構を指し、前述の個人あるいは機構が存在しない場合、契約所有者および契約条項に基づき支払金に対して既得権を有する個人あるいは機構とする。キャッシュバリュー保険契約あるいは年金契約の期限が到来した場合、口座所有者は契約の規定に基づき代金を受け取る権利を有する個人あるいは機構を含む。</p> <p>第十二条 本弁法でいう受動的な非金融機関とは、下記の条件のいずれかに合致する機構を指す：</p>
---	---

<p>(一) 上一公历年度内，股息、利息、租金、特许权使用费收入等不属于积极经营活动的收入，以及据以产生前述收入的金融资产的转让收入占总收入比重百分之五十以上的非金融机构；</p> <p>(二) 上一公历年度末，拥有可以产生本款第一项所述收入的金融资产占总资产比重百分之五十以上的非金融机构；</p> <p>(三) 税收居民国（地区）不实施金融账户涉税信息自动交换标准的投资机构。</p> <p>下列非金融机构不属于消极非金融机构：</p> <p>(一) 上市公司及其关联机构；</p> <p>(二) 政府机构或者履行公共服务职能的机构；</p> <p>(三) 仅为了持有非金融机构股权或者向其提供融资和服务而设立的控股公司；</p> <p>(四) 成立时间不足二十四个月且尚未开展业务的企业；</p> <p>(五) 正处于资产清算或者重组过程中的企业；</p> <p>(六) 仅与本集团（该集团内机构均为非金融机构）内关联机构开展融资或者对冲交易的企业；</p> <p>(七) 非营利组织。</p> <p>第十三条 本办法所称控制人是指对某一机构实施控制的个人。</p> <p>公司的控制人按照以下规则依次判定：</p> <p>(一) 直接或者间接拥有超过百分之二十五公司股权或者表决权的个人；</p> <p>(二) 通过人事、财务等其他方式对公司进行控制的个人；</p> <p>(三) 公司的高级管理人员。</p>	<p>(一) 前西暦年度内の配当・利息・リース料・特許権使用料の収入等が、積極的經營活動の収入に属さず、および前述の収入発生による金融資産の譲渡収入が総収入の50%以上の比率を占める非金融機関；</p> <p>(二) 前西暦年度末において、本款第一項で述べた収入が発生する可能性のある金融資産が総資産の50%以上の比率を占める非金融機関；</p> <p>(三) 租税居住国（地区）が金融口座税務情報の自動的交換基準を実施しない投資機構。</p> <p>下記の非金融機関は、受動的な非金融機関に属さない：</p> <p>(一) 上場会社およびその関連機構；</p> <p>(二) 政府機関あるいは公共サービス機能を履行する機構；</p> <p>(三) 非金融機関の持分の所有あるいは融資およびサービスの提供のみを目的として設立された持分会社；</p> <p>(四) 設立期間が24ヶ月に満たずかつ業務を行っていない企業；</p> <p>(五) 現在、資産の清算あるいは再編過程にある企業；</p> <p>(六) 本グループ（当該グループ内の機構はすべて非金融機関）内の関連機構とのみ融資あるいはヘッジ取引を行う企業；</p> <p>(七) 非営利組織。</p> <p>第十三条 本弁法でいう支配者とは、ある機構に対して支配を実施する個人を指す。</p> <p>会社の支配者は、以下の規則に基づき順次判定する；</p> <p>(一) 直接あるいは間接的に25%を超過する会社の持分あるいは議決権を有する個人；</p> <p>(二) 人事・財務等のその他の方式を通じて会社を支配する個人；</p> <p>(三) 会社の高級管理人員。</p>
---	---

<p>合伙企业的控制人是拥有超过百分之二十五合伙权益的个人。</p> <p>信托的控制人是指信托的委托人、受托人、受益人以及其他对信托实施最终有效控制的个人。</p> <p>基金的控制人是指拥有超过百分之二十五权益份额或者其他对基金进行控制的个人。</p> <p>第十四条 本办法所称关联机构是指一个机构控制另一个机构，或者两个机构受到共同控制，则该两个机构互为关联机构。</p> <p>前款所称控制是指直接或者间接拥有机构百分之五十以上的股权和表决权。</p> <p>第十五条 本办法所称金融账户包括存量账户和新开账户。</p> <p>存量账户是指符合下列条件之一的账户，包括存量个人账户和存量机构账户：</p> <p>（一）截至2017年6月30日由金融机构保有的、由个人或者机构持有的金融账户；</p> <p>（二）2017年7月1日（含当日，下同）以后开立并同时符合下列条件的金融账户：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 账户持有人已在同一金融机构开立了本款第一项所述账户的； 2. 上述金融机构在确定账户加总余额时将本款第二项所述账户与本款第一项所述账户视为同一账户的； 3. 金融机构已经对本款第一项所述账户进行反洗钱客户身份识别的； 4. 账户开立时，账户持有人无需提供除本办法要求以外的其他信息的。 	<p>パートナー企業の支配者とは、25%を超過するパートナー権益を有する個人である。</p> <p>信託の支配者とは、信託の委託者・受託者・受益者およびその他の信託に対して最終的に有効な支配を実施する個人を指す。</p> <p>基金の支配者とは、25%を超過する権益シェアを有するあるいはその他の基金を支配する個人を指す。</p> <p>第十四条 本弁法でいう関連機構とは、ある機構が別の機構を支配、あるいは2つの機構が共同の支配を受けることを指し、当該両機構は互いに関連機構である。</p> <p>前款でいう支配とは、直接あるいは間接的に機構の50%以上の持分あるいは議決権を有することを指す。</p> <p>第十五条 本弁法でいう金融口座は、既存口座あるいは新設口座を含む。</p> <p>既存口座とは、下記の条件のいずれかに合致する口座を指し、既存個人口座および既存機構口座を含む：</p> <p>（一）2017年6月30日時点で金融機関が保有し、個人あるいは機構が所有する金融口座；</p> <p>（二）2017年7月1日（当日を含む、以下同様）以降に開設かつ下記の条件に同時に合致する金融口座：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 口座所有者がすでに同一の金融機関において本款第一項で述べた口座を開設している場合； 2. 上述の金融機関が口座合計残高を確定する際、本款第二項で述べた口座が本款第一項で述べた口座と同一の口座であると見なした場合； 3. 金融機関が本款第一項で述べた口座に対して、すでにアンチマネーロンダリング顧客身分識別を行っている場合； 4. 口座開設時に、口座所有者に本弁法で要求する以外のその他の情報を提供する必要がない場合。
--	---

<p>存量个人账户包括低净值账户和高净值账户，低净值账户是指截至2017年6月30日账户加总余额不超过相当于一百万美元（简称“一百万美元”，下同）的账户，高净值账户是指截至2017年6月30日账户加总余额超过一百万美元的账户。</p> <p>新开账户是指2017年7月1日以后在金融机构开立的，除第二款第二项规定账户外，由个人或者机构持有的金融账户，包括新开个人账户和新开机构账户。</p> <p>第十六条 本办法所称账户加总余额是指账户持有人在同一金融机构及其关联机构所持有的全部金融账户余额或者资产的价值之和。</p> <p>金融机构需加总的账户限于通过计算机系统中客户号、纳税人识别号等关键数据项能够识别的所有金融账户。</p> <p>联名账户的每一个账户持有人，在加总余额时应当计算该联名账户的全部余额。</p> <p>在确定是否为高净值账户时，客户经理知道或者应当知道在其供职的金融机构内几个账户直接或者间接由同一个人拥有或者控制的，应当对这些账户进行加总。</p> <p>前款所称客户经理是指由金融机构指定、与特定客户有直接联系，根据客户需求向客户介绍、推荐或者提供相关金融产品、服务或者提供其他协助的人员，但不包括符合前述条件，仅由于偶然性原因为客户提供上述服务的人员。</p> <p>金融机构在计算账户加总余额时，账户币种为非美元的，应当按照计算日当日中国人民银行公布的外汇中间价折合为美元计算。折合美元时，可以根据原币种金额折算，也可以根据该金融机构记账本位币所记录的金额进行折算。</p>	<p>既存個人口座は、低額口座および高額口座を含み、低額口座とは2017年6月30日時点の口座合計残高が一百万米ドル相当（以下「100万米ドル」）を超過しない口座を指し、高額口座とは2017年6月30日時点の口座合計残高が100万米ドルを超過している口座を指す。</p> <p>新設口座とは、2017年7月1日以降に金融機関において開設し、第二款第二項が規定する口座を除き、個人あるいは機構が所有する金融口座を指し、新設個人口座および新設機構口座を含む。</p> <p>第十六条 本弁法でいう口座合計残高とは、口座所有者が同一の金融機関およびその関連機構に所有するすべての金融口座の残高あるいは資産の価値の和を指す。</p> <p>金融機関が合計する必要がある口座は、コンピューターシステム内の顧客番号・纳税人识别号識別番号等の重要データ項目を通じて識別可能なすべての金融口座に限る。</p> <p>連名口座の各口座所有者は残高を合計する際、当該連名口座の全残高を計算しなければならない。</p> <p>高額口座か否かを確定する際、顧客担当者がその職務に就く金融機関内の複数の口座を直接あるいは間接的に同一個人が有するあるいは支配していることを知っているあるいは知っているべきである場合、これらの口座を合計しなければならない。</p> <p>前款でいう顧客担当者とは、金融機関が指定する、特定の顧客と直接連絡を取り、顧客のニーズに基づき顧客に関連金融商品・サービスを紹介・推薦あるいは提供する、あるいはその他のサポートを提供する人員を指すが、前述の条件に合致するものの、偶発的原因により顧客に上述のサービスを提供したに過ぎない人員は含まない。</p> <p>金融機関が口座合計残高を計算する際、口座の通貨の種類が米ドルでない場合、計算日当日に中国人民銀行が発表した外貨仲値に基づき米ドルに換算して計算しなければならない。米ドルに換算する際、もとの通貨の金額に基づき換算することも、当該金融機関の記帳本位通貨で記録した金額に基</p>
--	--

<p>第十七条 本办法所称非居民标识是指金融机构用于检索判断存量个人账户持有人是否非居民个人的有关要素，具体包括：</p> <p>（一）账户持有人的境外身份证明；</p> <p>（二）账户持有人的境外现居地址或者邮寄地址，包括邮政信箱；</p> <p>（三）账户持有人的境外电话号码，且没有我国境内电话号码；</p> <p>（四）存款账户以外的账户向境外账户定期转账的指令；</p> <p>（五）账户代理人或者授权签字人的境外地址；</p> <p>（六）境外的转交地址或者留交地址，并且是唯一地址。转交地址是指账户持有人要求将其相关信函寄给转交人的地址，转交人收到信函后再交给账户持有人。留交地址是指账户持有人要求将其相关信函暂时存放的地址。</p>	<p>づき換算することもできる。</p> <p>第十七条 本弁法でいう非居住者指標とは、金融機関が既存個人口座の所有者が非居住個人か否かを検索・判断する際に使用する関連要素を指し、具体的に以下を含む：</p> <p>（一）口座所有者の国外身分証明；</p> <p>（二）口座所有者の国外現住所あるいは郵送先の住所、これには私書箱を含む；</p> <p>（三）口座所有者の国外電話番号、かつ我が国の国内電話番号がないこと；</p> <p>（四）預金口座以外の口座から国外口座への定期的振替の指図；</p> <p>（五）口座代理人あるいは授權署名者の国外住所；</p> <p>（六）国外の気付住所あるいは保管住所、さらに当該住所が唯一の住所であること。気付住所とは、口座所有者が関連信書の気付人の住所に発送するよう要求した住所を指し、気付人は信書を受け取った後に口座所有者に渡す。保管住所とは、口座所有者が関連信書の一時的に預かるよう要求した住所を指す。</p>
<p>第十八条 本办法所称证明材料是指：</p> <p>（一）由政府出具的税收居民身份证明；</p> <p>（二）由政府出具的含有个人姓名且通常用于身份识别的有效身份证明，或者由政府出具的含有机构名称以及主要办公地址或者注册成立地址等信息的官方文件。</p>	<p>第十八条 本弁法でいう証明資料とは以下を指す：</p> <p>（一）政府が発行する租税居住者身分証明；</p> <p>（二）政府が発行する個人の姓名を含みかつ身分識別に常用する有効な身分証明、あるいは政府が発行する機構の名称および主要なオフィス住所あるいは設立登記住所等の情報を含む当局文書。</p>
<p>第三章 个人账户尽职调查</p>	<p>第三章 個人の口座デューデリジェンス</p>
<p>第十九条 金融机构应当按照以下规定，对新开个人账户开展尽职调查：</p> <p>（一）个人开立账户时，金融机构应当获取由账户持有人签署的税收居民身份声明文件（以下简称“声明文件”），识别账户持有人是否非居民个人。金融机构通过本机构电子渠道接收个人账户开户申请时，应当要求账户持有人提供电子声明文件。声明文件应当作为开户资料的一部分，声明文件相关</p>	<p>第十九条 金融機関は以下の規定に基づき、新設個人口座に対してデューデリジェンスを行わなければならない：</p> <p>（一）個人が口座を開設する場合、金融機関は口座所有者が署名した租税居住者身分声明文（以下「声明文」）を取得し、口座所有者が非居住者個人か否かを識別しなければならない。金融機関は本機構の電子ルートを通じて個人口座の口座開設申請を受け取る際、口座所有者に電子声明文を提供す</p>

<p>信息可并入开户申请书中。个人代理他人开立金融账户以及单位代理个人开立金融账户时，经账户持有人书面授权后可由代理人签署声明文件。</p> <p>(二) 金融机构应当根据开户资料（包括通过反洗钱客户身份识别程序收集的资料），对声明文件的合理性进行审核，主要确认填写信息是否与其他信息存在明显矛盾。金融机构认为声明文件存在不合理信息时，应当要求账户持有人提供有效声明文件或者进行解释。不提供有效声明文件或者合理解释的，不得开立账户。</p> <p>(三) 识别为非居民个人的，金融机构应当收集并记录报送所需信息。</p> <p>(四) 金融机构知道或者应当知道新开个人账户情况发生变化导致原有声明文件信息不准确或者不可靠的，应当要求账户持有人提供有效声明文件。账户持有人自被要求提供之日起九十日内未能提供声明文件的，金融机构应当将其账户视为非居民账户管理。</p> <p>第二十条 金融机构应当于2018年12月31日前选择以下方式完成对存量个人低净值账户的尽职调查：</p> <p>(一) 对于在现有客户资料（包括通过反洗钱客户身份识别程序收集的资料，下同）中留有地址，且有证明材料证明是现居地址或者地址位于现居国家（地区）的账户持有人，可以根据账户持有人的地址确定是否非居民个人。邮寄无法送达的，不得将客户资料所留地址视为现居地址。</p>	<p>るよう要求しなければならない。声明文は、口座開設資料の一部としなければならない。声明文に関する情報は口座開設申請書に組み入れてよい。個人が他人の代理で金融口座を開設および単位が個人の代理で金融口座を開設する場合、口座所有者の書面による授権を経て代理人が声明文に署名することができる。</p> <p>(二) 金融機関は、口座開設資料（アンチマネーロンダリング顧客身分識別の手順を通じて収集した資料を含む）に基づき、声明文の合理性に対して審査を行い、主に記入された情報とその他の情報に明らかな矛盾がないか否かを確認しなければならない。金融機関が声明文に非合理的な情報があると判断した場合、口座所有者に有効な声明文を提供あるいは説明するよう要求しなければならない。有効な声明文を提供しないあるいは合理的な説明をしない場合、口座を開設してはならない。</p> <p>(三) 非居住者個人として識別した場合、金融機関は必要な情報を収集かつ記録および送信・報告しなければならない。</p> <p>(四) 金融機関が新設個人口座の状況に変化が生じ、もとの声明文の情報が不正確あるいは信頼できないと分かったあるいはそれを知っているべきである場合、口座所有者に有効な声明文を提供するよう要求しなければならない。口座所有者が提供を要求された日より90日以内に声明文を提供することができなかった場合、金融機関はその口座を非居住者口座と見なして管理しなければならない。</p> <p>第二十条 金融機関は、2018年12月31日までに以下の方式を選択して既存個人低額口座のデューデリジェンスを完了させなければならない。</p> <p>(一) 既存の顧客資料（アンチマネーロンダリング顧客身分識別の手順を通じて収集した資料を含む、以下同様）上に住所があり、かつ現住所であるあるいは住所が居住地国（地区）であることを証明する証明資料を有する口座所有者について、口座所有者の住所に基づき非居住者個人か否かを確定することができる。郵送による送達ができない場合、顧客資料上の住所を現住所と見なしてはならない。</p>
--	--

<p>(二) 利用现有信息系统开展电子记录检索，识别账户是否存在任一非居民标识。</p> <p>现有客户资料中没有现居地址信息的，或者账户情况发生变化导致现居地址证明材料不再准确的，金融机构应当采用前款第二项方式开展尽职调查。</p> <p>第二十一条 金融机构应当在2017年12月31日前对存量个人高净值账户依次完成以下尽职调查程序：</p> <p>(一) 开展电子记录检索和纸质记录检索，识别账户是否存在任一非居民标识。应当检索的纸质记录包括过去五年中获取的、与账户有关的全部纸质资料。</p> <p>金融机构利用现有信息系统可电子检索出全部非居民标识字段信息的，可以不开展纸质记录检索。</p> <p>(二) 询问客户经理其客户是否为非居民个人。</p> <p>第二十二条 对于存量个人低净值账户，2017年6月30日之后任一公历年度末账户加总余额超过一百万美元时，金融机构应当在次年12月31日前，按照本办法第二十一条规定程序完成对账户的尽职调查。</p> <p>第二十三条 对发现存在非居民标识的存量个人账户，金融机构可以通过现有客户资料确认账户持有人为非居民个人的，应当收集并记录报送所需信息。无法确认的，应当要求账户持有人提供声明文件。声明为中国税收居民个人的，金融机构应当要求其提供相应证明材料；声明为非居民个人的，金融机构应当收集并记录报送所需信息。账户持有人自被要求提供之日起九十日内未能提供声明文件的，金融机构应当将其账户视为非居民账户管理。</p>	<p>(二) 既存の情報システムを利用して電子記録の検索を行い、口座に非居住者指標が存在するか否かを識別する。</p> <p>既存の顧客資料に現住所の情報がない、あるいは口座の状況に変化が生じ、現住所の証明資料が正確でなくなった場合、金融機関は前款第二項の方式を採用してデューデリジェンスを行わなければならない。</p> <p>第二十一条 金融機関は、2017年12月31日までに既存個人高額口座に対して順次以下のデューデリジェンスの手順を完了させなければならない。</p> <p>(一) 電子記録の検索および紙ベース記録の検索を行い、口座に非居住者指標が存在するか否かを識別する。検索する紙ベース記録には、過去5年に取得した口座に関するすべての紙ベース資料を含めなければならない。</p> <p>金融機関の既存の情報システムの利用がすべての非居住者指標範囲の情報を電子検索可能な場合、紙ベース記録の検索を行わなくてよい。</p> <p>(二) 顧客担当者にその顧客が非居住者個人か否かを確認する。</p> <p>第二十二条 既存個人低額口座について、2017年6月30日より後の西暦年度末の口座合計残高が100万米ドルを超過した場合、金融機関は翌年12月31日までに、本弁法第二十一条が規定する手順に基づき口座に対するデューデリジェンスを完了させなければならない。</p> <p>第二十三条 非居住者指標のある既存個人口座の発見について、金融機関が既存の顧客資料を通じて口座所有者が非居住者個人であると確認した場合、必要な情報を収集かつ記録および送信・報告しなければならない。確認できない場合、口座所有者に声明文を提供するよう要求しなければならない。中国租税居住者個人である旨の声明の場合、金融機関は相応の証明資料を提供するよう要求しなければならない；非居住者個人である旨の声明の場合、金融機関は必要な情報を収集かつ記録および送信・報告しなければならない。口座所有者が提供を</p>
---	--

<p>对未发现存在非居民标识的存量个人账户，金融机构无需作进一步处理，但应当建立持续监控机制。当账户情况变化出现非居民标识时，应当执行前款规定程序。</p> <p>第二十四条 对于现金价值保险合同或者年金合同，金融机构知道或者应当知道获得死亡保险金的受益人为非居民个人的，应当将其账户视为非居民账户管理。</p> <p style="text-align: center;">第四章 机构账户尽职调查</p> <p>第二十五条 金融机构应当按照以下规定，对新开机构账户开展尽职调查：</p> <p>（一）机构开立账户时，金融机构应当获取由该机构授权人签署的声明文件，识别账户持有人是否为非居民企业和消极非金融机构。声明文件应当作为开户资料的一部分，声明文件相关信息可并入开户申请书中。</p> <p>（二）金融机构应当根据开户资料（包括通过反洗钱客户身份识别程序收集的资料）或者公开信息对声明文件的合理性进行审核，主要确认填写信息是否与其他信息存在明显矛盾。金融机构认为声明文件存在不合理信息时，应当要求账户持有人提供有效声明文件或者进行解释。不提供有效声明文件或者合理解释的，不得开立账户。</p> <p>（三）识别为非居民企业的，金融机构应当收集并记录报送所需信息。合伙企业等机构声明不具有税收居民身份的，金融机构可按照其实际管理机构所在地确定其税收居民国（地区）。</p>	<p>要求された日より90日以内に声明文を提供することができなかった場合、金融機関はその口座を非居住者口座と見なして管理しなければならない。</p> <p>非居住者指標のある既存個人口座が発見されなかった場合、金融機関はさらに処理する必要はないが、持続的監督コントロールメカニズムを構築しなければならない。口座の状況が変化して非居住者指標が生じた場合、前款が規定する手順に基づき執行しなければならない。</p> <p>第二十四条 キャッシュバリュー保険契約あるいは年金契約について、金融機関が死亡保険金を取得する受益人が非居住者であると知っているあるいは知っているべきである場合、その口座を非居住者口座と見なして管理しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第四章 機構口座のデューデリジェンス</p> <p>第二十五条 金融機関は、以下の規定に基づき新設機構口座に対してデューデリジェンスを行わなければならない：</p> <p>（一）機構が口座を開設する場合、金融機関は当該機構の授権者が署名した声明文を取得し、口座所有者が非居住者企業および受動的な非金融機関か否かを識別しなければならない。声明文は口座開設資料の一部としなければならない。声明文に関する情報は口座開設申請書に組み入れてよい。</p> <p>（二）金融機関は、口座開設資料（アンチマネーロンダリング顧客身分識別の手順を通じて収集した資料を含む）あるいは公開情報に基づき、声明文の合理性に対して審査を行い、主に記入された情報とその他の情報に明らかな矛盾がないか否かを確認しなければならない。金融機関が声明文に非合理的な情報があると判断した場合、口座所有者に有効な声明文を提供あるいは説明するよう要求しなければならない。有効な声明文を提供しないあるいは合理的な説明をしない場合、口座を開設してはならない。</p> <p>（三）非居住者企業として識別した場合、金融機関は必要な情報を収集かつ記録および送信・報告しなければならない。パートナー企業等の機構の声明に租税居住者身分がない場合、金融機関はその実際の管理機</p>
--	---

<p>(四) 识别为消极非金融机构的，金融机构应当依据反洗钱客户身份识别程序收集的资料识别其控制人，并且获取机构授权人或者控制人签署的声明文件，识别控制人是否为非居民个人。识别为有非居民控制人的消极非金融机构的，金融机构应当收集并记录消极非金融机构及其控制人相关信息。</p> <p>账户持有人为非居民企业的，也应当进一步识别其是否同时为有非居民控制人的消极非金融机构。</p> <p>(五) 金融机构知道或者应当知道新开机构账户情况发生变化导致原有声明文件信息不准确或者不可靠的，应当要求机构授权人提供有效声明文件。机构授权人自被要求提供之日起九十日内未能提供声明文件的，金融机构应当将其账户视为非居民账户管理。</p> <p>第二十六条 金融机构应当根据现有客户资料或者境外机构境内外汇账户标识，识别存量机构账户持有人是否非居民企业。</p> <p>除通过机构授权人签署的声明文件或者公开信息能确认为中国税收居民企业的外，上述信息表明该机构为非居民企业的，应当识别为非居民企业。</p> <p>识别为非居民企业的，金融机构应当收集并记录报送所需信息。</p> <p>第二十七条 金融机构应当识别存量机构账户持有人是否为消极非金融机构。通过现有客户资料或者公开信息确认不是消极非金融机构的，无需进一步处理。无法确认的，金</p>	<p>構の所在地に基づきその租税居住国（地区）を確定することができる。</p> <p>(四) 受動的な非金融機関として識別した場合、金融機関はアンチマネーロンダリング顧客身分識別手順で収集した資料に基づきその支配者を識別し、さらに機構の授権者あるいは支配者が署名した声明文を取得し、支配者が非居住者個人か否かを識別しなければならない。非居住者支配者を有する受動的な非金融機関として識別した場合、金融機関は受動的な非金融機関およびその支配者の関連情報を収集かつ記録しなければならない。</p> <p>口座所有者が非居住者企業である場合、同時に非居住者支配者を有する受動的な非金融機関か否かもさらに識別しなければならない。</p> <p>(五) 金融機関は、新設機構口座の状況に変化が生じ、もとの声明文の情報が不正確あるいは信頼できないと分かったあるいはそれを知っているべきである場合、機構の授権者に有効な声明文を提供するよう要求しなければならない。機構の授権者が提供を要求された日より90日以内に声明文を提供することができなかつた場合、金融機関はその口座を非居住者口座と見なして管理しなければならない。</p> <p>第二十六条 金融機関は、既存の顧客資料あるいは国外機構の国内外貨口座指標に基づき、既存機構口座の所有者が非居住者企業か否かを識別しなければならない。</p> <p>機構の授権者が署名した声明文あるいは公開情報を通じて中国租税居住者企業であることが確認可能な場合を除き、上述の情報により当該機構が非居住者企業であることが表明された場合、非居住者企業として識別しなければならない。</p> <p>非居住者企業として識別した場合、金融機関は必要な情報を収集かつ記録および送信・報告しなければならない。</p> <p>第二十七条 金融機関は、既存機構口座の所有者が受動的な非金融機関か否かを識別しなければならない。既存の顧客資料あるいは公開情報を通じて受動的な非金融機関でな</p>
---	---

<p>融机构应当获取由机构授权人签署的声明文件。声明为消极非金融机构的，应当按照第二款规定进一步识别其控制人。无法获取声明文件的，金融机构应当将账户持有人视为消极非金融机构。</p> <p>识别为消极非金融机构并且截至2017年6月30日账户加总余额超过一百万美元的，金融机构应当获取由机构控制人或者授权人签署的声明文件，识别控制人是否为非居民个人。无法获取声明文件的，金融机构应当针对控制人开展非居民标识检索，识别其是否为非居民个人。账户加总余额不超过一百万美元的，金融机构可以根据现有客户资料识别消极非金融机构控制人是否为非居民个人。根据现有客户资料无法识别的，金融机构可以不收集控制人相关信息。</p> <p>识别为有非居民控制人的消极非金融机构的，金融机构应当收集并记录消极非金融机构及其控制人相关信息。</p> <p>第二十八条 截至2017年6月30日账户加总余额超过二十五万美元的存量机构账户，金融机构应当在2018年12月31日前完成对账户的尽职调查。</p> <p>截至2017年6月30日账户加总余额不超过二十五万美元的存量机构账户，金融机构无需开展尽职调查。但当之后任一公历年度末账户加总余额超过二十五万美元时，金融机构应当在次年12月31日前，按照本办法第二十六条和第二十七条规定完成对账户的尽职调查。</p> <p style="text-align: center;">第五章 其他合规要求</p> <p>第二十九条 金融机构可以根据自身业务需</p>	<p>いことを確認した場合、さらに処理する必要はない。確認できない場合、金融機関は機構の授権者が署名した声明文を取得しなければならない。受動的な非金融機関である旨の声明の場合、第二款の規定に基づきさらにその支配者を識別しなければならない。声明文を取得ができない場合、金融機関はその口座所有者を受動的な非金融機関と見なさなければならない。</p> <p>受動的な非金融機関として識別し、さらに2017年6月30日時点の口座合計残高が100万米ドルを超過している場合、金融機関は機構の支配者あるいは授権者が署名した声明文を取得し、支配者が非居住者個人か否かを識別しなければならない。声明文を取得できない場合、金融機関は支配者に対して非居住者指標の検索を行い、非居住者個人か否かを識別しなければならない。口座合計残高が100万米ドルを超過していない場合、金融機関は既存の顧客資料に基づき受動的な非金融機関の支配者が非居住者個人か否かを識別することができる。既存の顧客資料に基づき識別できない場合、金融機関は支配者の関連情報を収集しなくてよい。</p> <p>非居住者支配者を有する受動的な非金融機関として識別した場合、金融機関は受動的な非金融機関およびその支配者の関連情報を収集かつ記録しなければならない。</p> <p>第二十八条 2017年6月30日時点の口座合計残高が25万米ドルを超過している既存機構口座について、金融機関は2018年12月31日までに口座に対するデューデリジェンスを完了させなければならない。</p> <p>2017年6月30日時点の口座合計残高が25万米ドルを超過しない既存機構口座について、金融機関はデューデリジェンスを行う必要はない。ただし、以降の西暦年度末の口座合計残高が25万米ドルを超えた場合、金融機関は翌年12月31日までに、本弁法第二十六条および第二十七条の規定に基づき口座に対するデューデリジェンスを完了させなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第五章 その他のコンプライアンス要求</p> <p>第二十九条 金融機関は、自身の業務ニ</p>
---	---

<p>要，将新开账户的尽职调查程序适用于存量账户。</p> <p>第三十条 金融机构委托其他机构向客户销售金融产品的，代销机构应当配合委托机构开展本办法所要求的尽职调查工作，并向委托机构提供本办法要求的信息。</p> <p>第三十一条 金融机构可以委托第三方开展尽职调查，但相关责任仍应当由金融机构承担。基金、信托等属于投资机构的，可以分别由基金管理公司、信托公司作为第三方完成尽职调查相关工作。</p> <p>第三十二条 金融机构应当建立账户持有人信息变化监控机制，包括要求账户持有人在办法规定的相关信息变化之日起三十日内告知金融机构。金融机构在知道或者应当知道账户持有人相关信息发生变化之日起九十日内或者本年度12月31日前根据有关尽职调查程序重新识别账户持有人或者有关控制人是否为非居民。</p> <p>第三十三条 对下列账户无需开展尽职调查：</p> <p>（一）同时符合下列条件的退休金账户：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受政府监管； 2. 享受税收优惠； 3. 向税务机关申报账户相关信息； 4. 达到规定的退休年龄等条件时才可取款； 5. 每年缴款不超过五万美元，或者终身缴款不超过一百万美元。 <p>（二）同时符合下列条件的社会保障类账户：</p>	<p>ズに基づき新設口座のデューデリジェンスの手順を既存口座に適用することができる。</p> <p>第三十条 金融機関がその他の機構に委託して顧客に金融商品を販売した場合、代理販売機構は委託機構に協力して本弁法で要求するデューデリジェンス業務を行い、併せて委託機構に本弁法が要求する情報を提供しなければならない。</p> <p>第三十一条 金融機関は、第三者に委託してデューデリジェンスを行うことができるが、関連する責任は金融機関が負わなければならない。基金・信託等が投資機構に属する場合、基金管理会社・信託会社がそれぞれ第三者としてデューデリジェンスに関する業務を完了させてよい。</p> <p>第三十二条 金融機関は、口座所有者の情報変化監督コントロールメカニズムを構築しなければならない。これには口座所有者に本弁法が規定する関連情報の変化日より30日以内に金融機関に告知するよう要求することを含む。金融機関は、口座所有者の関連情報の変化発生を知ったあるいは知っているべき日より90日以内あるいは本年度12月31日までにデューデリジェンスに関する手順に基づき、口座所有者あるいは関連支配者が非居住者か否かを改めて識別しなければならない。</p> <p>第三十三条 下記の口座については、デューデリジェンスを行う必要がない：</p> <p>（一）下記の条件に同時に合致する退職年金口座：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 政府の監督管理を受けている； 2. 租税優遇を享受している； 3. 税務機関に口座に関する情報を申告している； 4. 規定の退職年齢等の条件に達した場合に引出可能である； 5. 毎年の納付が5万米ドルを超過しない、あるいは生涯の納付が100万米ドルを超過しない。 <p>（二）下記の条件に同時に合致する社会保</p>
---	--

<p>1. 受政府监管；</p> <p>2. 享受税收优惠；</p> <p>3. 取款应当与账户设立的目的相关，包括医疗等；</p> <p>4. 每年缴款不超过五万美元。</p> <p>（三）同时符合下列条件的定期人寿保险合同：</p> <p>1. 在合同存续期内或者在被保险人年满九十岁之前（以较短者为准），至少按年度支付保费，且保费不随时间递减；</p> <p>2. 在不终止合同的情况下，任何人均无法获取保险价值；</p> <p>3. 合同解除或者终止时，应付金额（不包括死亡抚恤金）在扣除合同存续期间相关支出后，不得超过为该合同累计支付的保费总额；</p> <p>4. 合同不得通过有价方式转让。</p> <p>（四）为下列事项而开立的账户：</p> <p>1. 法院裁定或者判决；</p> <p>2. 不动产或者动产的销售、交易或者租赁；</p> <p>3. 不动产抵押贷款情况下，预留部分款项便于支付与不动产相关的税款或者保险；</p> <p>4. 专为支付税款。</p> <p>（五）同时符合下列条件的存款账户：</p> <p>1. 因信用卡超额还款或者其他还款而形成，且超额款项不会立即返还账户持有人；</p> <p>2. 禁止账户持有人超额还款五万美元以上，或者账户持有人超额还款五万美元以上的款项应当在六十日内返还账户持有人。</p>	<p>障類口座：</p> <p>1. 政府の監督管理を受けている；</p> <p>2. 租税優遇を享受している；</p> <p>3. 引出は医療等を含む口座開設目的に関係していなければならない；</p> <p>4. 毎年の納付が5万米ドルを超過しない。</p> <p>（三）下記の条件に同時に合致する定期生命保険の契約：</p> <p>1. 契約存続期間内あるいは被保険人の年齢が満90歳前（短い方に準じる）であり、少なくとも年度ごとに保険料を支払い、かつ保険料が都度減少していない；</p> <p>2. 契約が終了していない状況においては、いかなる者も保険の価値を取得することはできない；</p> <p>3. 契約の解除あるいは終了の際、支払金額（死亡弔慰金を含まない）は契約存続期間の関連支出を控除した後、当該契約の累計支払の保険料総額を超過してはならない；</p> <p>4. 契約は有価方式を通じて譲渡してはならない。</p> <p>（四）下記の事項のために開設された口座：</p> <p>1. 法院の裁定あるいは判決；</p> <p>2. 不動産あるいは動産の販売、取引あるいはリース；</p> <p>3. 不動産抵当設定の貸付の場合における、不動産に関する税金あるいは保険の支払のための一部代金の事前留保；</p> <p>4. 税金の支払専用。</p> <p>（五）下記の条件に同時に合致する預金口座；</p> <p>1. クレジットカードの超過返済あるいはその他の返済により形成され、かつ超過代金が直ちに口座所有者に返済されない場合；</p> <p>2. 口座所有者の5万米ドル以上の超過返済を禁止、あるいは口座所有者の5万米ドル以上の代金の超過返済は60日以内に口座所有者に返済しなければならない。</p>
---	---

<p>(六) 上一公历年度余额不超过一千美元的休眠账户。休眠账户是满足下列条件之一的账户（不包括年金合同）：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 过去三个公历年度中，账户持有人未向金融机构发起任何与账户相关的交易； 2. 过去六个公历年度中，账户持有人未与金融机构沟通任何与账户相关的事宜； 3. 对于具有现金价值的保险合同，在过去六个公历年度中，账户持有人未与金融机构沟通任何与账户相关的事宜。 <p>(七) 由我国政府机关、事业单位、军队、武警部队、居民委员会、村民委员会、社区委员会、社会团体等单位持有的账户；由军人（武装警察）持军人（武装警察）身份证件开立的账户。</p> <p>(八) 政策性银行为执行政府决定开立的账户。</p> <p>(九) 保险公司之间的补偿再保险合同。</p> <p>第三十四条 金融机构应当妥善保管本办法执行过程中收集的资料，保存期限为自报送期末起至少五年。相关资料可以以电子形式保存，但应当确保能够按照相关行业监督管理部门和国家税务总局的要求提供纸质版本。</p> <p>第三十五条 金融机构应当汇总报送境内分支机构下列非居民账户信息，并注明报送信息的金融机构名称、地址以及纳税人识别号：</p> <p>(一) 个人账户持有人的姓名、现居地址、税收居民国（地区）、居民国（地区）纳税人识别号、出生地、出生日期；机构账户持有人的名称、地址、税收居民国（地区）、居民国（地区）纳税人识别号；机构账户持有人是有非居民控制人的消极非金融机构的，还应当报送非居民控制人的姓名、现居</p>	<p>(六) 前西曆年度の残高が 1,000 米ドルを超過しない休眠口座。休眠口座は、下記の条件のいずれかを充足する口座である（年金契約を含まない）：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 過去の 3 西曆年度において、口座所有者が金融機関に口座に関するいかなる取引も発起していない； 2. 過去の 6 西曆年度において、口座所有者がいかなる口座に関する事項も金融機関に照会していない； 3. キャッシュバリュー保険契約について、過去の 6 西曆年度において、口座所有者がいかなる口座に関する事項も金融機関に照会していない。 <p>(七) 我が国の政府機関・事業単位・軍隊・武装警察部隊・居住者委員会・村民委員会・コミュニティ委員会・社会团体等の単位が所有する口座；軍人（武装警察部隊）が軍人（武装警察部隊）身分証を持参して開設した口座。</p> <p>(八) 政策性銀行が政府決定を執行するために開設した口座。</p> <p>(九) 保険会社間の補償の再保険契約。</p> <p>第三十四条 金融機関は、本弁法の執行過程において収集した資料を適切に保存しなければならない。保存期限は送信・報告した期末より少なくとも 5 年とする。関連資料は、電子形式により保存することができるが、関連業種監督管理部門および国家税務総局の要求に基づく紙ベース版の提供が可能であることを保証しなければならない。</p> <p>第三十五条 金融機関は、国内分支機構の下記の非居住者口座の情報を総括して送信・報告し、併せて情報を送信・報告する金融機関の名称・住所および纳税人识别号を明記しなければならない：</p> <p>(一) 個人口座所有者の姓名・現住所・租税居住国（地区）・居住国（地区）の納税人識別番号・出生地・生年月日；機構口座所有者の名称・住所・租税居住国（地区）・居住国（地区）の納税人識別番号；機構口座所有者が非居住支配者を有する受動的な非金融機関である場合、さらに非居住支配者の</p>
---	---

<p>地址、税收居民国（地区）、居民国（地区）纳税人识别号、出生地、出生日期。</p> <p>（二）账号或者类似信息。</p> <p>（三）公历年度末单个非居民账户的余额或者净值（包括具有现金价值的保险合同或者年金合同的现金价值或者退保价值）。账户在本年度内注销的，余额为零，同时应当注明账户已注销。</p> <p>（四）存款账户，报送公历年度内收到或者计入该账户的利息总额。</p> <p>（五）托管账户，报送公历年度内收到或者计入该账户的利息总额、股息总额以及其他因被托管资产而收到或者计入该账户的收入总额。报送信息的金融机构为代理人、中间人或者名义持有人的，报送因销售或者赎回金融资产而收到或者计入该托管账户的收入总额。</p> <p>（六）其他账户，报送公历年度内收到或者计入该账户的收入总额，包括赎回款项的总额。</p> <p>（七）国家税务总局要求报送的其他信息。</p> <p>上述信息中涉及金额的，应当按原币种报送并且标注原币种名称。</p> <p>对于存量账户，金融机构现有客户资料中没有居民国（地区）纳税人识别号、出生日期或者出生地信息的，无需报送上述信息。但是，金融机构应当在上述账户被认定为非居民账户的次年12月31日前，积极采取措施，获取上述信息。</p>	<p>姓名・現住所・租税居住国（地区）・居住国（地区）の納税人識別番号・出生地・生年月日も送信・報告しなければならない。</p> <p>（二）口座番号あるいは類似の情報。</p> <p>（三）西暦年度末の単一の非居住者口座の残高あるいは純額（キャッシュバリュー保険契約、あるいは年金契約のキャッシュバリューもしくは保険解約の価値を含む）。口座が本年度内に抹消された場合、残高はゼロとし、同時に口座抹消済と注記しなければならない。</p> <p>（四）預金口座は、西暦年度内に受領あるいは計上した当該口座の利息総額を送信・報告する。</p> <p>（五）カストディ口座、西暦年度内に受領あるいは計上した当該口座の利息総額・配当総額およびその他の委託された資産管理により受領あるいは計上した当該口座の収入総額を送信・報告する。情報を送信・報告する金融機関が代理人・仲介者あるいは名義所有者である場合、金融資産の販売あるいは回収により受領あるいは計上した当該カストディ口座の収入総額を送信・報告する。</p> <p>（六）その他の口座、西暦年度内に受領あるいは計上した当該口座の収入総額を送信・報告する。これには回収金の総額を含む。</p> <p>（七）国家税務総局が送信・報告を要求するその他の情報。</p> <p>上述の情報が金額に関わる場合、もとの通貨の種類に基づき送信・報告し、さらにもとの通貨種類の名称を注記しなければならない。</p> <p>既存口座について、金融機関の既存の顧客資料に居住国（地区）の納税人識別番号・生年月日あるいは出生地の情報がない場合、上述の情報を送信・報告する必要はない。ただし、金融機関は上述の口座が非居住者口座として認定された翌年の12月31日までに、積極的に措置を講じて、上述の情報を取得しなければならない。</p>
---	--

<p>非居民账户持有人无居民国（地区）纳税人识别号的，金融机构无需收集并报送纳税人识别号信息。</p>	<p>非居住者口座の所有者に居住国（地区）の納税人識別番号がない場合、金融機関は納税人識別番号の情報を収集かつ送信・報告する必要はない。</p>
<p>第三十六条 金融机构应当于2017年12月31日前登录国家税务总局网站办理注册登记，并且于每年5月31日前按要求报送第三十五条所述信息。</p>	<p>第三十六条 金融機関は、2017年12月31日までに国家税務総局のウェブサイトログインして登録登記を行い、さらに毎年5月31日までに要求に基づき第三十五条で述べた情報を送信・報告しなければならない。</p>
<p>第六章 监督管理</p>	<p>第六章 监督管理</p>
<p>第三十七条 金融机构应当建立实施监控机制，按年度评估本办法执行情况，及时发现问题、进行整改，并于次年6月30日前向相关行业监督管理部门和国家税务总局书面报告。</p>	<p>第三十七条 金融機関は、監督コントロールメカニズムを構築・実施し、年度ごとに本弁法の執行状況を評価し、適時に問題を発見・是正を行い、かつ翌年6月30日までに関連業種監督管理部門および国家税務総局に書面により報告しなければならない。</p>
<p>第三十八条 金融机构有下列情形之一的，由国家税务总局责令其限期改正：</p>	<p>第三十八条 金融機関が下記の状況のいずれかを有する場合、国家税務総局が期限内の是正を命じる。</p>
<p>（一）未按照本办法规定开展尽职调查的；</p>	<p>（一）本弁法の規定に基づきデューデリジェンスを行っていない場合；</p>
<p>（二）未按照本办法建立实施监控机制的；</p>	<p>（二）本弁法に基づき監督コントロールメカニズムを構築・実施していない場合；</p>
<p>（三）故意错报、漏报账户持有人信息的；</p>	<p>（三）故意に口座所有者の情報の報告ミス・報告漏れを行った場合；</p>
<p>（四）帮助账户持有人隐藏真实信息或者伪造信息的；</p>	<p>（四）口座所有者の真実の情報の隠ぺいあるいは情報の偽造を幫助した場合；</p>
<p>（五）其他违反本办法规定的。</p>	<p>（五）その他の本弁法の規定に違反した場合。</p>
<p>逾期不改正的，税务机关将记录相关纳税信用信息，并用于纳税信用评价。有关违规情形通报相关金融主管部门。</p>	<p>期限を過ぎても是正しない場合、税務機関が関連納税信用情報を記録し、納税信用評価に用いる。規定違反に関する状況は、関連金融主管部門に通報する。</p>
<p>第三十九条 对于金融机构的严重违规行为，有关金融主管部门可以采取下列措施：</p>	<p>第三十九条 金融機関の重大な規定違反行為について、関連金融主管部門は下記の措置を講じることができる：</p>
<p>（一）责令金融机构停业整顿或者吊销其经营许可证；</p>	<p>（一）金融機関に営業停止・整理を命じるあるいはその営業許可証を没収する；</p>
<p>（二）取消金融机构直接负责的董事、高级管理人员和其他直接责任人员的任职资格、</p>	<p>（二）金融機関の直接責を負う董事・高級管理人員およびその他の直接責任者の職務</p>

<p>禁止其从事有关金融行业的工作；</p> <p>（三）责令金融机构对直接负责的董事、高级管理人员和其他直接责任人给予纪律处分。</p> <p>第四十条 对于账户持有人的严重违规行为，有关金融主管部门依据相关法律、法规进行处罚，涉嫌犯罪的，移送司法机关进行处理。</p> <p style="text-align: center;">第七章 附 则</p> <p>第四十一条 本办法施行前我国与相关国家（地区）已经就非居民金融账户涉税信息尽职调查事项商签双边协定的，有关要求另行规定。</p> <p>第四十二条 国家税务总局与有关金融主管部门建立涉税信息共享机制，保障国家税务总局及时获取本办法规定的信息。非居民金融账户涉税信息报送要求另行规定。</p> <p>第四十三条 本办法所称“以上”“以下”均含本数，“不满”“超过”均不含本数。</p> <p>第四十四条 本办法自2017年7月1日起施行。</p>	<p>資格を取り消す・その金融業界に関する業務への従事を禁止する；</p> <p>（三）直接責を負う董事・高級管理人員およびその他の直接責任者を懲戒処分にするよう金融機関に命じる。</p> <p>第四十条 口座所有者の重大な規定違反行為について、関連金融主管部门は関連法律・法規に基づき処罰を行い、犯罪の嫌疑がかかる場合、司法機関に移送して処理する。</p> <p style="text-align: center;">第七章 附 則</p> <p>第四十一条 本弁法の施行前に我が国が関連国家（地区）とすでに非居住者金融口座の税務情報デューデリジェンス事項について二国間協定を締結している場合、関連要求は別途規定する。</p> <p>第四十二条 国家税務総局は関連金融主管部门と税務情報共有メカニズムを構築し、国家税務総局が本弁法の規定する情報を適時に取得することを保障する。非居住者金融口座税務情報の送信・報告要求は別途規定する。</p> <p>第四十三条 本弁法でいう「以上」「以下」はいずれも本数を含み、「未満」「超過」はいずれも本数を含まない。</p> <p>第四十四条 本弁法は、2017年7月1日より施行する。</p>
--	--